

結城市健康づくり推進条例

健康は、人が生涯にわたり、心豊かにいきいきと暮らし続けるための基本となるものであり、心身の健康を保ち、生活の質を高めることは、市民共通の願いである。

本市では、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域団体、事業者及び保健医療関係者と連携し、健康づくりを推進してきた。

しかしながら、近年、急速な高齢化の進行、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、健康に関する情報の氾濫等、市民の健康を取り巻く環境は、大きく変化している。この社会環境の変化は、個人の健康づくりに大きな影響を及ぼすことから、市民を取り巻く様々な地域団体、事業者及び保健医療関係者が個人の健康づくりを支援していくことが不可欠となり、市民一人ひとりの健康づくりの取組を地域社会全体で支える必要がある。

ここに、市民の健康づくりの推進に関する基本理念を明らかにし、誰もが健康でいきいきと暮らし続けられるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、地域団体、事業者及び保健医療関係者の役割を明らかにし、基本的事項を定めることにより、地域社会全体で健康づくりを推進し、誰もが健康でいきいきと暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 疾病や障害の有無にかかわらず、誰もが健康でいきいきと暮らし続けるため、心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 地域団体 市内において活動を行う団体であって、営利を目的としないものをいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 保健医療関係者 市内において、保健医療サービスを提供する個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市民の健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 健康づくりは、市、市民、地域団体、事業者及び保健医療関係者が共に取り組むことを基本とする。
- (2) 自らの健康は自らつくることを基本として、一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、自らの心身の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むこと。
- (3) 健康づくりの推進は、市、地域団体、事業者及び保健医療関係者が、相互に連携を図りながら、市民一人ひとりが継続的に健康づくりを実践できる環境の整備に協働で取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民、地域団体、事業者及び保健医療関係者の意見を反映させ、相互に連携するよう努めるものとする。
- 3 市は、市民一人ひとりの健康状態を見える化する環境を整備し、市民が自らの健康に関心と理解を深め、心身の状態にあった健康づくりを選択できるよう、学びの機会及び必要とする情報の提供に努めるものとする。
- 4 市は、健康づくりの気運の醸成及び健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備に努めるものとする。
- 5 市は、第1項の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、自らの健康は自らつくることを基本とし、健康に関心と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、健康診査や健康状態が把握できる様々な機会等により、自らの健康状態を把握し、心身の状態やライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域、職場等において実施される健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、基本理念に基づき、その活動を行うに当たっては、市民の健康づくりに配慮するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、従業員及びその家族の健康管理に取り組むとともに、健康づくりに資する情報を提供し、健康づくりの推進に努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第8条 保健医療関係者は、基本理念に基づき、健康づくりの推進に必要な多様な保健医療サービスを市民が適切に受けることができるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

(健康づくりの推進に関する計画の策定)

第9条 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、市民の健康づくりの推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民の健康づくりの推進に関する基本方針
- (2) 市民の健康づくりの推進に関する目標数値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市は、計画の策定に当たっては、市民をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとする。

4 市は、計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(推進協議会)

第10条 市民の健康づくりの推進に関し、必要な事項を調査審議するため、結城市健康づくり推進協議会を置く。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。